

武蔵野市
令和7年 12 月 福祉型住宅(ひとり親世帯用) 募集要領

1 募集住宅(ひとり親世帯用) ※期限付き

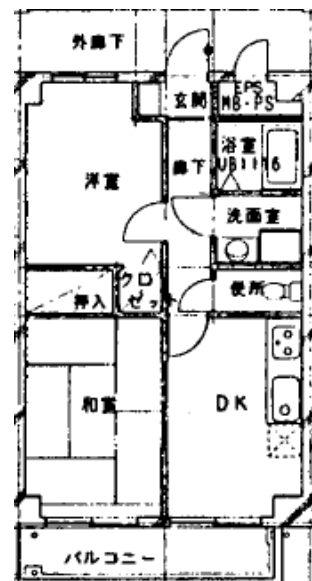
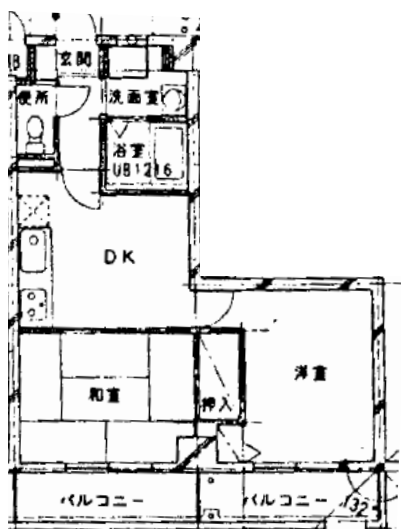
名称	戸数	所在地	構造及び規模	月額使用料
シュロス武蔵野	1戸	武蔵野市関前 4丁目17番 3号	鉄筋コンクリート造 2DK(43.2平方メ ートル)	25,400円以上
シュロス武蔵野	2戸	武蔵野市関前 4丁目17番 3号	鉄筋コンクリート造 2DK(45.3平方メ ートル)	26,700円以上

※住宅の使用料は収入により異なります。使用料のほかに共益費が3,000円から6,000円程度かかります。

申込の前に 養育、同居しているすべての子が20歳に到達した日の属する年度の末日まで入居できる期限付き入居であることをあらかじめご了承ください。

(参考) 間取り図

※間取りは選べません



2 募集日程

申込書配布期間	令和7年12月1日（月）～19日（金）
申 込 期 限	令和7年12月19日（金）午後5時までに 住宅対策課に届いたものに限り受け付けます。
住宅の訪問調査	令和8年1月7日（水）～1月16日（金）の期間で、別途連絡の うえ、住宅の調査に伺います。 ※訪問調査は、平日午前9時30分～12時、午後1時30分～ 5時の間に20分程度行います。
結 果 の 通 知	令和8年2月上旬頃に郵送にて通知します。
入 居 資 格 審 査	令和8年2月～3月に資格審査対象者（当選者）は必要な書類 を持参または郵送にて住宅対策課へ提出
入 居 手 続	令和8年3月～4月に審査を終えた方から随時入居手続きを行 います。
入 居	令和8年4月以降の予定です。

3 申込資格

申込日において、下記(1)～(6)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 武蔵野市内に引き続き3年以上居住していることが住民票で確認できること。
- (2) 自立して日常生活を営むことができること。
- (3) 住宅に困窮していること。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）及びパートナーシップ制度の相手方のいずれもない者又はこれに準ずる次に掲げる者と、その者と現に同居し、又は同居しようとするその者が扶養する20歳未満の子により構成される世帯であること。
ア 配偶者又はパートナーシップ制度の相手方（以下「配偶者等」という。）の生死が明らかでない者
イ 配偶者等から遺棄されている者
ウ 配偶者等が海外にあるためその扶養を受けることができない者
- (5) 所得が所得基準表に定められた範囲内であること。
- (6) 申込者及び同居の親族が暴力団員でないこと。

＜所得基準表＞

家族数	一般世帯	特別区分
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円

※特別区分…心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1～3度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の障害者）、原子爆弾被爆者を含む世帯、海外からの引揚者を含む世帯、高校修了期までの子どもがいる世帯です。

4 お申込み方法

- (1) 申込締切 令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出書類
 - ア 福祉型住宅・単独福祉型住宅使用申込書
 - イ 同意書
 - ウ 武蔵野市福祉型住宅 訪問調査について
- (3) 郵送の場合は封筒に 110 円切手を貼ってください。
(持参の場合は市役所住宅対策課のみで受付します)

持参の場合：市役所東棟 4 階住宅対策課

郵送の場合：送付先 〒180-8777 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市役所 住宅対策課 宛

5 選考について

- (1) 抽選ではなく住宅困窮の状況を点数に換算し、点数の高い順から当選、補欠、落選となります。
- (2) 収入が超過している等申込み資格がない方が申し込まれても無効または資格審査で失格になり入居できませんので、あらかじめご承知おきください。

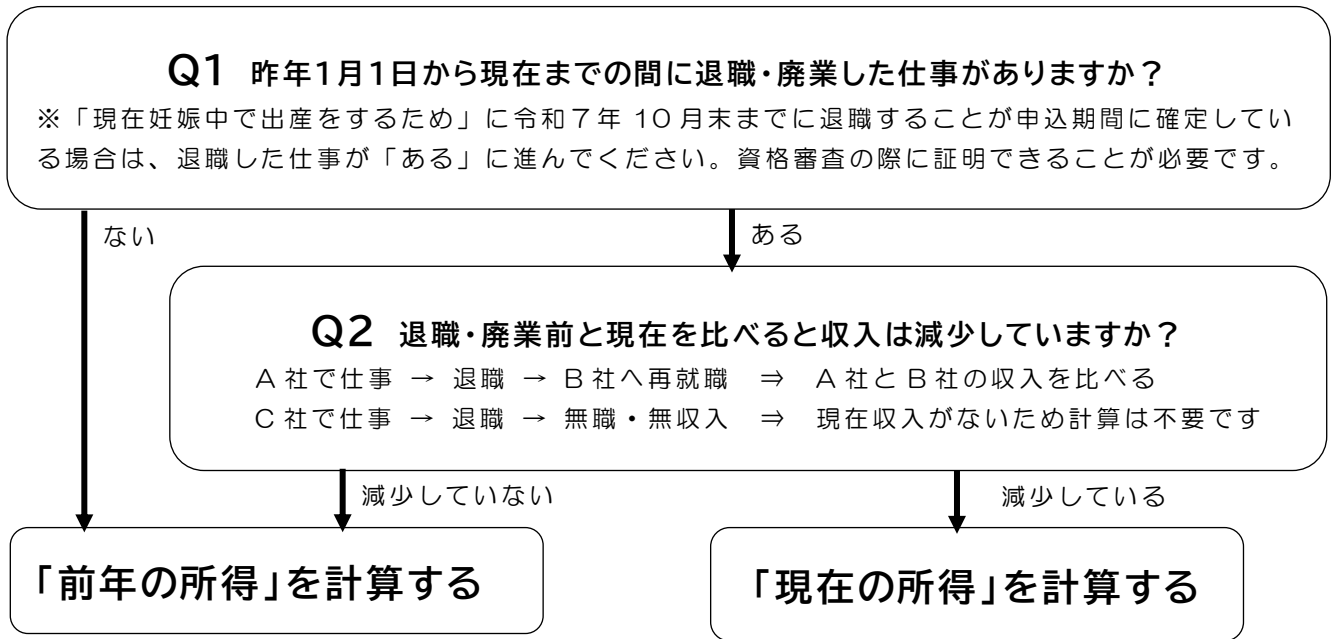
6 申込みの注意

- (1) 養育、同居しているすべての子が 20 歳に到達した日の属する年度の末日まで入居できる期限付き入居であることをあらかじめご了承のうえお申込みください。
- (2) 現在の状況についてできるだけ正確にご記入ください。
- (3) 申込みは 1 世帯につき 1 通です。
- (4) 1 世帯で 2 通以上の申込みをしたときは、全部の申込書を無効とします。
申込書の記入もれ、虚偽の記入及び不統一な記入などがある場合は無効とします。
- (5) 他の公営住宅入居者募集で、すでに資格審査に合格し使用予定者に登録されている方は、原則として申込みできません。
- (6) 申込用紙以外の他の書類は必要ありません。(入居資格審査対象者になった方には、審査時に住民票や課税証明書等審査に必要な書類を提出していただきます。)

■所得計算方法

原則として「前年の所得」により、入居資格を判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり、現在の所得が減少している方については、「現在の所得」によることができます。

★以下のフローチャートに従って同居親族ひとりずつお確かめください。



1 給与所得の方

前年の所得

(1) 1 枚の源泉徴収票に前年のすべての収入が記載してある場合

「給与所得控除後の金額」から 10 万円を差し引いた金額が「福祉型住宅の所得金額」です。

(2) 2 枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の「支払金額」の合計額を別表の「収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

現在の所得

(1) 仕事先が 1 社のみの場合

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当、賞与から計算した 1 年間分の収入を給与所得計算表の「12 か月分の収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

※課税対象外の交通費などの収入は除いてください。

※働いた月が 12 か月ない場合は平均月額を 12 倍して見込みの収入額を計算してください。

(2) 仕事先が2社以上の場合

それぞれの収入額を計算して合計したら、給与所得計算表の「12 か月分の収入額」にあてはめて「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

給与所得計算表

12 か月分の収入額	税法上の所得金額		福祉型住宅の所得金額
551,000 円未満	0 円		0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	$\boxed{\text{12 か月分の収入額}} - 550,000 \text{ 円}$		$\boxed{\text{税法上の所得金額}} - 100,000 \text{ 円}$
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円		969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円		970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円		972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円		974,000 円
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	12 か月分の収入額を 端数調整します。 $\boxed{\text{12 か月分の収入額}} \div 4 = A$ $\rightarrow A \text{ の } 1,000 \text{ 円未満を切り捨てた額} = B$	$B \times 2.4 + 100,000 \text{ 円}$	$\boxed{\text{税法上の所得金額}} - 100,000 \text{ 円}$
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満		$B \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		$B \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満		$\boxed{\text{12 か月分の収入額}} \times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$	

2 事業所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

前年の所得

- (1) 昨年分の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。
- (2) 確定申告をしていない場合は、収入から必要経費を差し引いて昨年1月から12月の所得を計算してください。※入居資格審査までに確定申告する必要があります。
- ※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を4ページの給与所得の計算方法にしたがって「福祉型住宅の所得金額」に換算してください。

現在の所得

- (1) 申込をする月の前月から遡って12カ月分の所得金額を計算してください。
- (2) 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月が12カ月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して12カ月分の所得見込み額を計算してください。
- (3) 既に廃業した事業については、所得金額を0円とします。

3 世帯の所得金額

所得がある方の名前	年間所得金額	特別控除	
	円	特定扶養ほか	
	円	計	円
	円	－ 寡婦・ひとり親控除	
	円	計	円
年間所得金額合計	円	特別控除合計	円
			= 世帯の所得金額
			円

※特別控除は次ページを参照してください。

■所得計算における特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きします。

①申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除額 (1人につき)	特別控除を受けられる方	備考
㊦ 老人扶養	10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方	㊦の特別障害者控除を受ける方は、㊧の障害者控除をあわせて受けることはできません。
① 特定扶養	25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の方 ※平成14年12月3日～平成21年12月20日生まれの方	
㊧ 障害者	27万円	①愛の手帳等の交付を受けている方で3度、4度の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級、3級の方（障害者年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤65歳以上の方で①・③と同じ程度にあるものとして、福祉事務所の認定を受けている方	
㊨ 特別障害者	40万円	①愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害者年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③身体障害者手帳の交付を受けている方で1級、2級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥原子爆弾被爆者ので、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む） ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

②特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除額	特別控除を受けられる方
㊦ 寡婦	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方にもあてはまります。）
㊧ ひとり親	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①及び②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の額のみ差し引きします。

<問合せ先・申込書送付先>
武蔵野市都市整備部 住宅対策課
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
0422-60-1905（直通）